

高齢者本人や家族のための認知症ガイド

まつやま オレンジぶっく

“あひる”とよくまちがわれます。
すごくくちばしがみじかいです
けど、ほくは **しらさぎ** です

大好物は
坊ちゃんだんご と タルト
趣味は
ダイエット



ほくのご先祖さまが、足にケガをしたとき、岩の間から湧き出る湯に浸したら、ケガが治ったんだよ。それが**道後温泉**。
道後温泉本館の屋根の上には、ご先祖さまが飾ってあるよ。



(松山市版認知症ケアパス 2015)



～はじめに～

『まつやまオレンジぶっく』は、高齢者本人はもちろんのこと、特に家族のみなさまに読んでいただくために作成しました。

認知症は、高齢になれば誰にでも起こりうる病気ですが、「予防」や「早期発見・早期治療」により、発症や進行を遅らせることは十分可能です。

そのためには、最も身近な家族が「気づき」、そして「相談」することがとても大切になってきます。

本パンフレットでは、認知症について知ってもらい、早期に相談、そして受診をするための基本的な情報を掲載しています。

できるだけ多くの方にご覧いただき、家族や大切な人が認知症になったときにどのように支えていくかを考えるきっかけになれば幸いです。

松山市保健福祉部介護保険課

かかりつけ医の連絡先

病院名	診療科	主治医名	連絡先

担当ケアマネジャーの連絡先

ケアマネ氏名	事業所名	連絡先

その他連絡先

忘れないうちに
書いておこう！



「も く じ」

1 認知症とは

- 認知症を引き起こす主な病気・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 認知症の症状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

2 認知症かな？チェックリスト

- 早く気づくことが大事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 自分（家族）でチェックしてみましょう・・・・・・・・・・ P 7

3 認知症ケアパス

- 認知症ケアパスとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- 認知症ケアパス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
（認知症度合い別の相談窓口や利用できるサービス等一覧）

4 認知症度合い別の相談先フロー

- 認知症度合い別の相談先フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
 - ・ 予防の時期（P 11）
 - ・ 軽度の時期（P 12、P 13）
 - ・ 中等度の時期（P 14）
 - ・ 重度の時期（P 15）

5 相談窓口連絡先/その他

- 相談窓口の連絡先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16
 - ・ 地域包括支援センター / 市役所 / 保健所（P 16）
 - ・ 認知症の人と家族の会 愛媛県支部 / 松山市社会福祉協議会（P 17）
 - ・ 認知症サポート医（P 18）
- 各種サービスや制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20



「もの忘れと記憶障害の違いって？」（P 5）
「認知症のことをもっと知りたい～認知症サポーター養成講座～」（P 6）
「認知症地域連携パス～えがおの安心手帳～」（P 9）
「若年性認知症について」（P 10）
「軽度認知障害とは？」（P 12）
「初めての受診」（P 13）

1 認知症とは

脳は、人間の活動をコントロールしている司令塔です。

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、脳の司令塔の働きに不都合が生じ、さまざまな障害が起こり、生活する上で支障が、およそ6ヵ月以上継続している状態を指します。

● 認知症を引き起こす主な病気

アルツハイマー型認知症

どんな病気？ 脳の神経細胞が広範囲で変形し、その結果、脳全体が委縮していきます。脳の変性が少しずつ進み、脳全体の機能が低下するため、重症化しやすいとされています。

主な症状は？ はじめは、記憶障害の症状がみられ、進行すると「場所」や「時間」、「人物」などの認識ができなくなったり、身体的な機能も低下して、動きが不自由になったりします。

レビー小体型認知症

どんな病気？ 脳内の神経細胞内に「レビー小体」という特殊なタンパク質が脳皮質全体に多く現れることにより起こる病気と考えられています。脳の側頭葉と後頭葉の委縮が見られることが特徴です。

主な症状は？ 記憶障害が多いなど、アルツハイマーやパーキンソン病に似た症状がみられます。また「幻視」（その場にはないものが現実にあるように見える）を伴うことが特徴です。初期には記憶は比較的保たれている場合も多いといわれています。

脳血管性認知症

どんな病気？ 脳梗塞や脳出血など、脳の血管障害によって、脳細胞に十分な血液が届かなくなった部分が死滅することにより起こる病気です。

主な症状は？ 脳の障害を受けた部分によりますが、手足の麻痺や視力障害など神経障害を伴うことが多く、意欲が低下したり、複雑な作業ができなくなったりします。

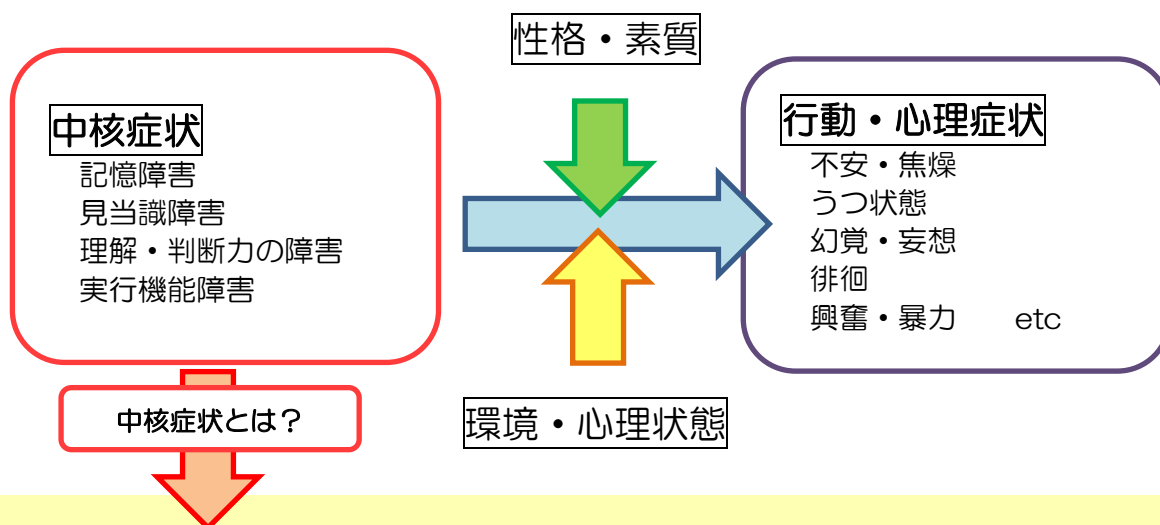
前頭側頭型認知症

どんな病気？ 脳の中でも理性をつかさどる「前頭葉」と聴覚や言葉の理解を担当する「側頭葉」という部分が縮んでいく病気です。

主な症状は？ 他人に配慮することができなくなり、周りの状況にかかわらず自分が思った通りに行動してしまう、といった性格変化や行動異常がみられます。

● 認知症の症状

認知症の症状には、脳の細胞が壊れることによって起こる「**中核症状**」と、本人の性格、環境、人間関係などの要因で、精神症状や日常生活における行動上の問題が起きてくる「**行動・心理症状**」があります。



記憶障害 「新しいものを覚えられない」「すぐ忘れる」 など
⇒【例】 ページ下「もの忘れと記憶障害の違いって?」をご覧ください

見当識障害 時間や場所、人物がわからなくなる など
⇒【例】 徘徊 家族を認識できない

理解・判断力の障害 考えるスピードが遅くなる など
⇒【例】 2つ以上のことができない 機械をうまく使えない

実行機能障害 計画を立て、段取りをすることができなくなる など
⇒【例】 冷蔵庫に同じ食材がたまる

もの忘れと記憶障害
の違いって?



加齢による「もの忘れ」と認知症の「記憶障害」の違い

もの忘れ		記憶障害
経験したことが部分的に思い出せない	⇔	経験したこと全体を忘れている
目の前の人の名前が思い出せない	⇔	目の前の人が誰なのかわからない
なにを食べたか思い出せない	⇔	食べたこと自体を忘れている
約束をすっかり忘れてしまった	⇔	約束したこと自体を忘れている
物覚えが悪くなったように感じる	⇔	数分前の記憶が残らない
曜日や日付を間違えることがある	⇔	月や季節を間違えることがある

2 認知症かな？チェックリスト

認知症も、他の病気と同じように、早期発見と早期治療が非常に大切です。

● 早く気づくことが大事

早く気づくことにより、次のようなメリットがあります。

① 今後の生活の準備をすることができます

早期に受診し、症状が軽いうちに、ご本人やご家族が認知症への理解を深め、病気と向かいあうことで今後の生活の備えをすることができます。

② 治る認知症や一時的な症状の場合があります

認知症を引き起こす病気には、早めに治療すれば改善が可能なものもあります。

③ 進行を遅らせることが可能な場合があります

アルツハイマー型認知症は、薬で進行を遅らせることができ、早い段階から使い始めることが効果的だといわれています。

まずは**相談**
そして**早期受診**
が大事です。



認知症のことを
もっと知りたい！



～認知症サポーター養成講座～

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族の良き理解者を養成する取組みとして、「認知症サポーター養成講座」が全国の自治体などで開催されています。

松山市では講座開催を希望する10人以上の団体等に講師を派遣しています。

また、個人での参加が可能な講座情報をお知らせできることがあります。

【問い合わせ先】

松山市介護保険課、または地域包括支援センターまで（P16）



● 自分（家族）でチェックしてみましょう

日常の暮らしの中で、「認知症」のはじまりではないかと思われる言動のチェックリストです。医学的なものではなく、暮らしの中での目安として参考にしてください。複数項目にあてはまるようであれば、まずは相談してみましょう。

相談については「[認知症度合い別の相談先フロー【軽度の時期】](#)」P12をご覧ください

認知症かな？チェックリスト

●もの忘れがひどい

- 1. 今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる
- 2. 同じことを何度も言う・問う・する
- 3. しまい忘れ置き忘れが増え、いつも探し物をしている
- 4. 財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う

●判断・理解力が衰える

- 5. 料理・片づけ・計算・運転などのミスが多くなった
- 6. 新しいことが覚えられない
- 7. 話のつじつまが合わない
- 8. テレビ番組の内容が理解できなくなった

●時間・場所がわからない

- 9. 約束の日時や場所を間違えるようになった
- 10. 慣れた道でも迷うことがあった

●人柄が変わる

- 11. 些細なことで怒りっぽくなった
- 12. 周りへの気づかいがなくなり頑固になった
- 13. 自分の失敗を人のせいにする
- 14. 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた

公益社団法人 認知症の人と家族の会HPより



あてはまるものがあれば
「相談」してね！

3 認知症ケアパス

認知症の症状は、病気の進行により変化します。また、症状が変われば、その人が必要とする支援も変わります。

● 認知症ケアパスとは

どの時期にどのようなサービス等が利用できるのか、おおまかな目安として一覧表にまとめたものが次のページの「認知症ケアパス」です。

早いうちから認知症の経過や、その時々状況に応じたサービス等を知っておくことは、認知症の人の理解やケアに役立ちます。

認知症の原因となる病気の種類や個人の状況などにより、経過のたどり方や利用できるサービス等は異なりますので、おおまかな目安としてください。

認知症度合いの目安

これを目安にして、右表をご覧ください。

予防の時期

認知症の症状が出ていない状態です。

認知症は、高齢になれば誰にも起こりうる脳の病気によるもので、特別な病気ではありません。認知症発症のリスクを少なくするためにも、認知症予防に取組みましょう。

軽度の時期

最初にもの忘れが目立ちはじめます。また、もの忘れとともに、何かを計画し、順序立ててやり遂げることが難しくなってきます。日付や年度が不確かになってきますが、場所はだいたい分かります。

日常生活を送る上で見守りが必要になります。

中等度の時期

いつ、どこで、なにをしたかの出来事を忘れるようになります。また、日付や季節などの時間感覚がわかりにくくなり、自分がいる場所の見当をつけることが難しくなります。

日常生活全般に支援が必要になってきます。

重度の時期

直近のことだけでなく、古い記憶も曖昧になってきます。また人物についても見当をつけることが難しくなります。

日常生活全般で支援や介護が必要になってきます。

重度化すると、言葉によるコミュニケーションが難しくなり、病気によっては寝たきりとなるなど常に介護が必要な状態になります。

● 認知症ケアパス (認知症度合い別の相談窓口や利用できるサービス等一覧)

介護度については、介護サービスを利用する際に関係する場合がありますので掲載しています。なお、認知症度合いと介護度は必ずしも、表のようになるわけではありませんのでご了承ください。

認知症 度合い	予 防	軽 度	中 等 度	重 度
------------	-----	-----	-------	-----

相談	地域包括支援センター										
	市役所/保健所										
	介護支援専門員(ケアマネジャー)										
	認知症の人と家族の会 愛媛県支部										
	松山市社会福祉協議会										
医療	かかりつけ医										
	認知症サポート医										
	認知症疾患医療センター										
介護 保険	介護度	自立		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	在宅 サービス	デイサービス/デイケア									
		認知症対応型デイサービス(認知症診断要)									
		小規模多機能型居宅介護/ショートステイ									
		訪問介護/訪問看護									
		住宅改修/福祉用具貸与・購入									
	施設 サービス	グループホーム									
		介護老人保健施設/介護療養型医療施設									
		特別養護老人ホーム									
	住まい	有料老人ホーム/軽費老人ホーム(ケアハウス等) ※一部介護保険対象									
サービス付き高齢者向け住宅 ※介護保険対象外											
権利擁護	成年後見制度(任意後見制度・法定後見制度)										
市 事 業	予防 (自立の人)	介護予防事業									
		生きがいデイサービス事業									
		ふれあい・いきいきサロン									
	生活 支 援	配食サービス/緊急通報体制等整備事業/日常生活用具給付等事業									
SOSネットワーク事業/徘徊高齢者家族支援サービス事業											

認知症地域連携パス ～えがおの安心手帳～



愛媛県が作成している「認知症地域連携パス～えがおの安心手帳～」は、認知症の人が医療機関を受診したり、介護サービスを受けたりする際に、本人の情報や思いを知ってもらうためのものです。家族の介護への不安感や孤立感の解消等の効果も期待されています。

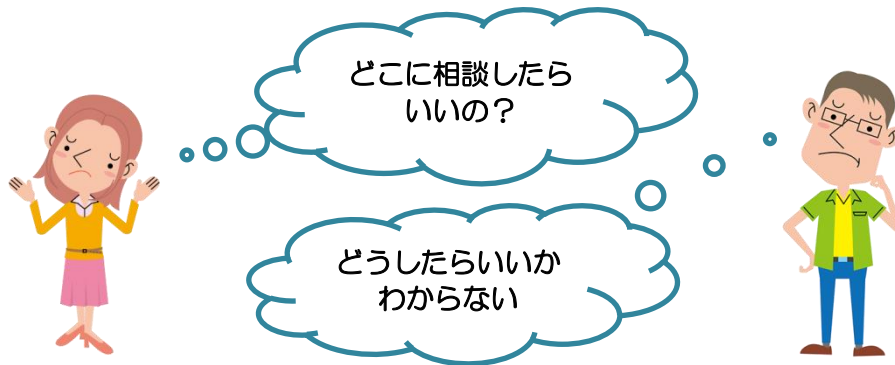
【問い合わせ先】

愛媛県保健福祉部長寿介護課 介護予防係

TEL 089-912-2431 FAX 089-935-8075

4 認知症度合い別の相談先フロー

● 認知症度合い別の相談先フロー



家族にとって最初に抱える大きな悩みだと思います。様々なサービスや制度などがありますが、全てを本人や家族が把握し、適切に利用することは容易ではありません。

そこで、次ページからは、認知症の度合い別に相談の流れを示した「相談先フロー」を掲載しています。各相談先では、「今後のアドバイス」、「適切なサービスや制度を利用するためのサポート」、「関係機関の紹介」など、様々な支援をおこないます。

なお、「予防の時期」については、相談先が認知症関係者ではない場合もあるため、認知症の相談は「軽度の時期」以降を参考にしてください。

若年性認知症について



認知症は一般に高齢者に多い病気ですが、65歳未満で発症することもあります。この場合を「若年性認知症」と呼びます。

原因としては、高齢期では「アルツハイマー型認知症」が最も多いのに対して、若年性認知症では、「脳血管性認知症」が最も多いという調査結果が出ています。

また、若くして発症すると働き盛りであることが多いため、本人だけでなく、家族の生活への影響が大きく、仕事をやめるなどの経済的な問題や、子どもが成人していない場合では心理的な影響を及ぼすこともあります。

このため、若年性認知症の場合、独自の支援が必要とされています。

【若年性認知症に関する相談】

○若年性認知症コールセンター

TEL 0800-100-2707 (フリーコール 無料)
月～土曜日 10:00～15:00 年末年始・祝日除く

社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センター[愛知県]

○認知症の人と家族の会 愛媛県支部 電話相談

TEL 089-923-3760
月・水・金曜日 9:00～16:00

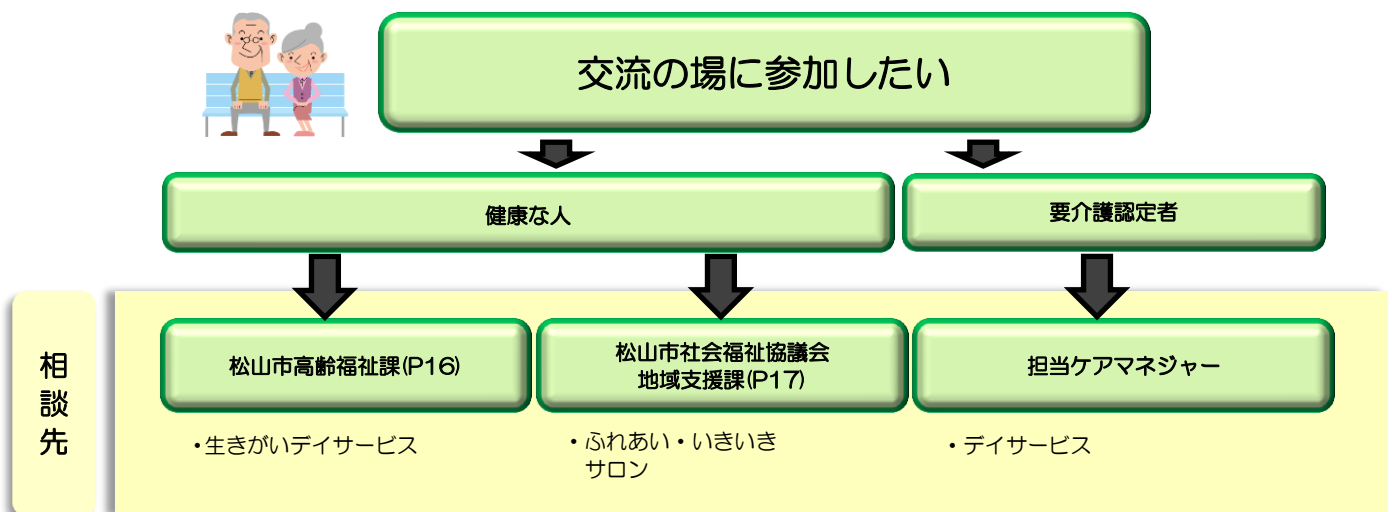
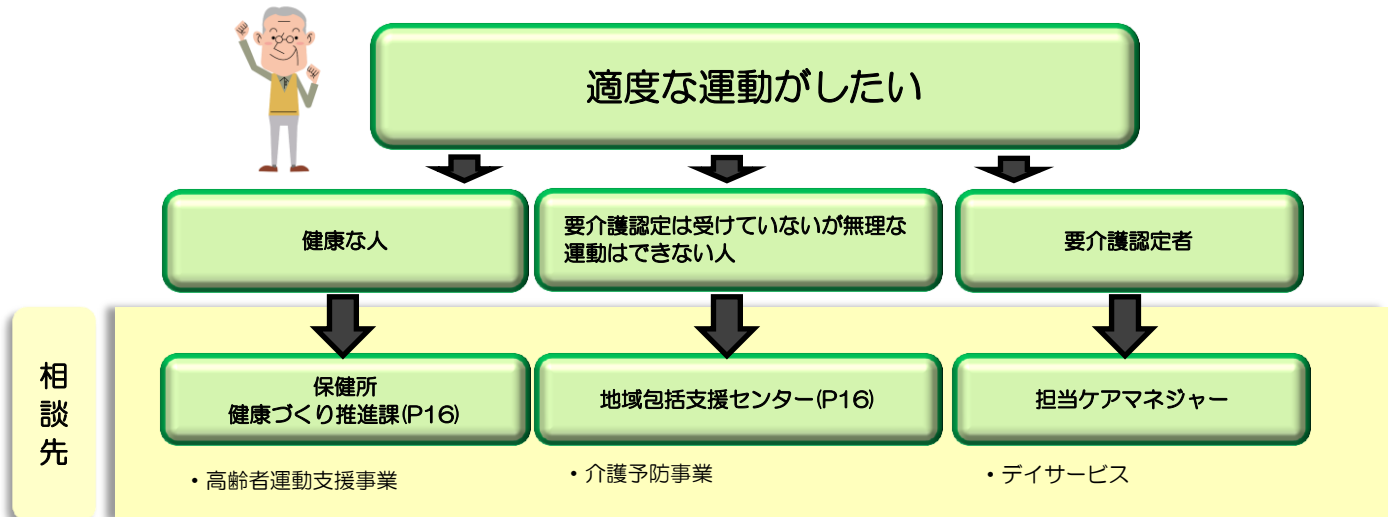


● 認知症度合い別の相談先フロー（予防の時期）

予防の時期

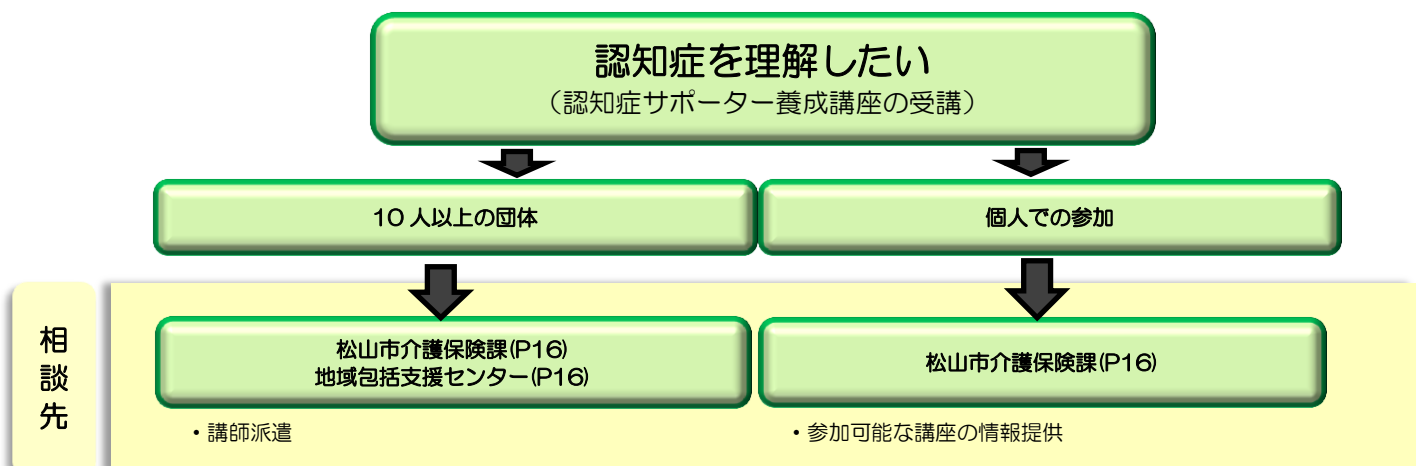
1. 認知症予防

認知症予防については、適度な運動や人とのコミュニケーション、また、趣味やゲームなどの知的行動習慣を意識した生活（交流の場への参加など）が良いとされています。



2. 認知症を理解する

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気です。発症前から本人や家族が正しく理解することによって、適切な対応ができます。

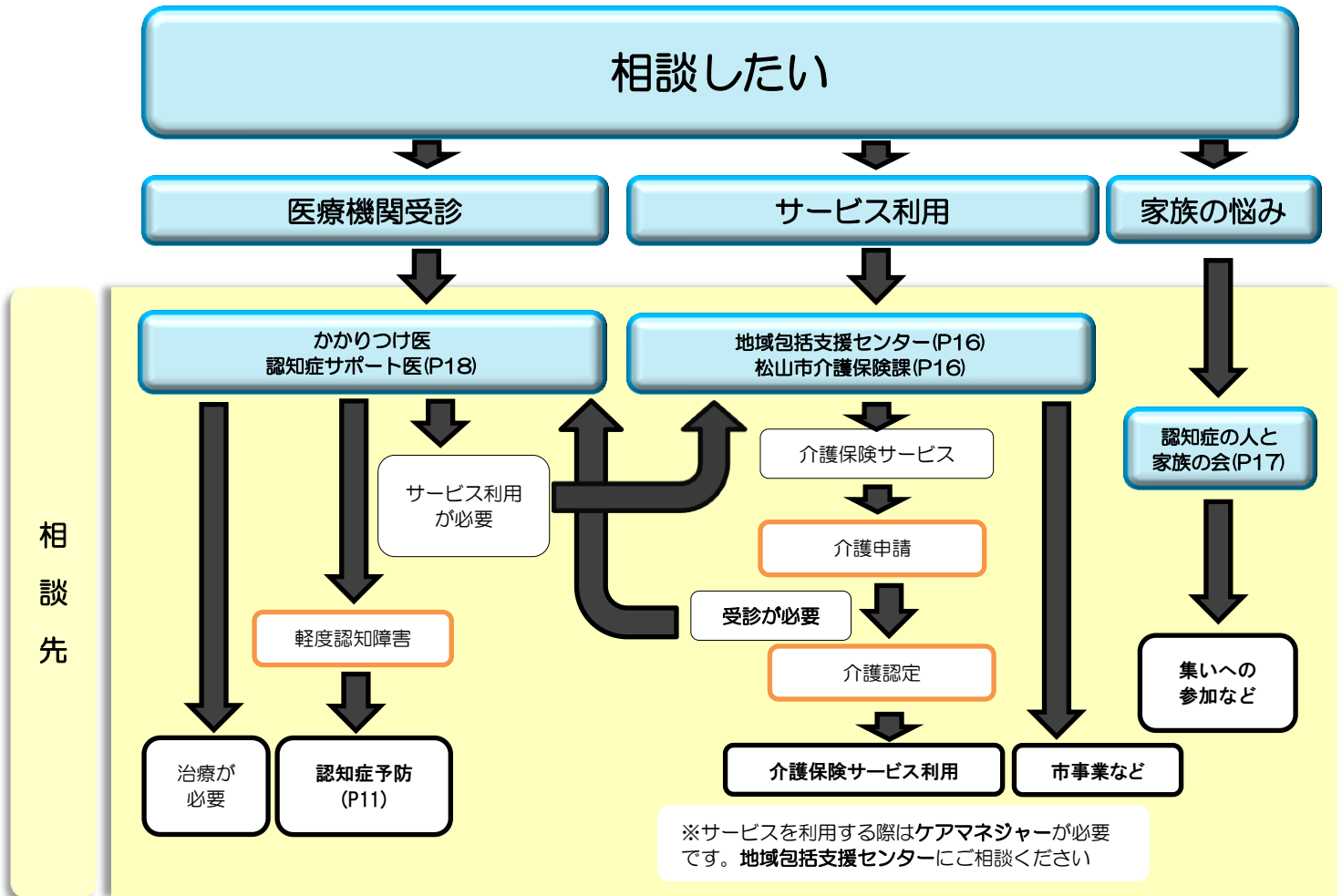


● 認知症度合い別の相談先フロー（軽度の時期）

軽度の時期

いつもと違う様子や困ったことがあれば、まず相談しましょう。認知症の受診を受けていない場合は、早めにかかりつけ医などの医療機関に相談しましょう。早期の治療により改善する場合があります。

【介護認定を受けていない人】



「軽度認知障害」とは？



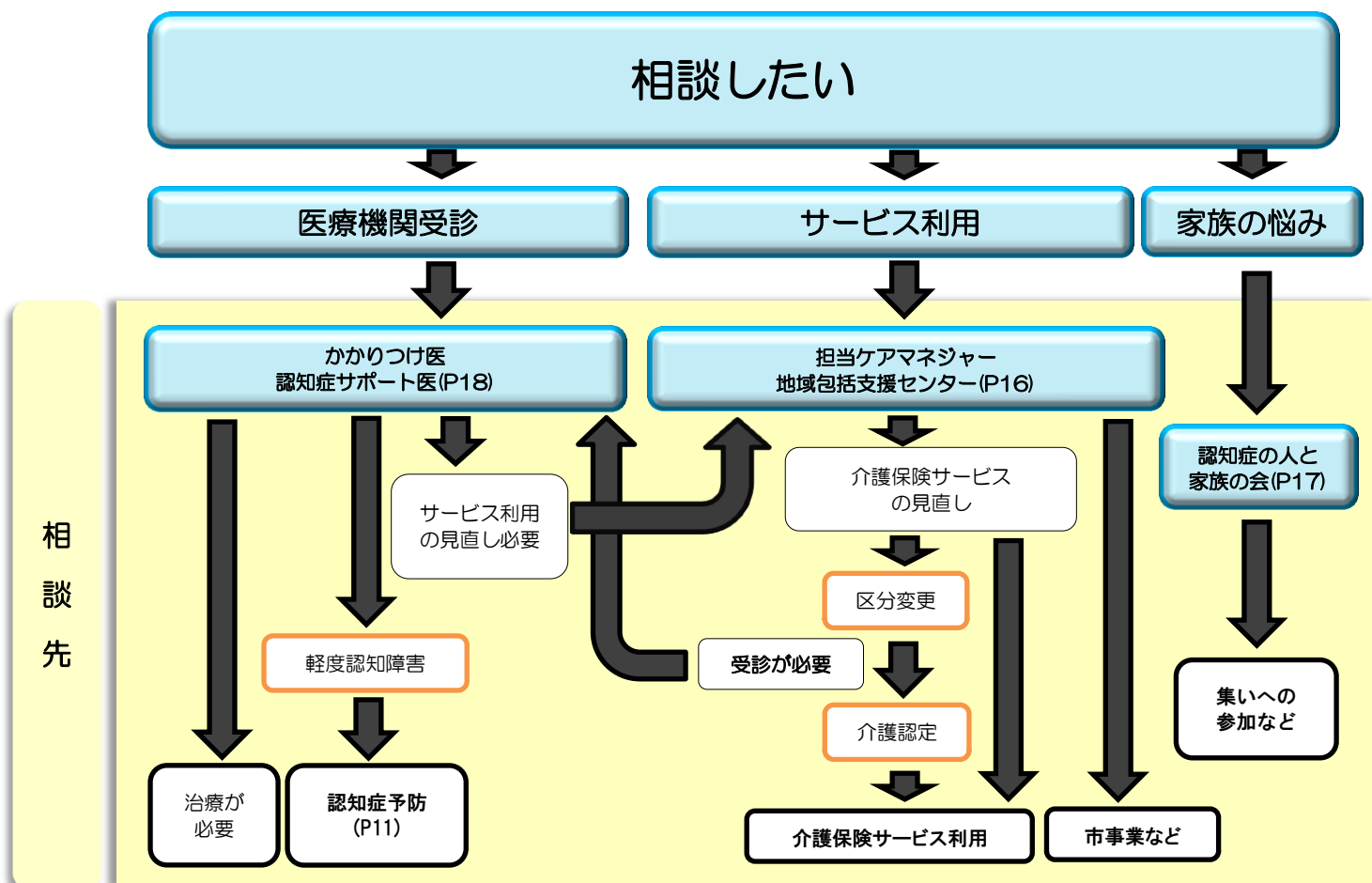
日常生活に支障をきたす程度には至らないため認知症とは診断されないが、記憶障害と軽度の認知障害が認められ、正常とも言い切れない中間的な段階を軽度認知障害（MC I）と呼びます。

この軽度認知障害と診断された人の半数以上に、その後アルツハイマー病などへの進行がみられるとのデータがあります。一方、この状態に長期間とどまったり、正常に戻る人もいます。

この段階で認知症予防に取り組むことが非常に重要です。

● 認知症度合い別の相談先フロー（軽度の時期）

【介護認定を受けている人】



相
談
先

初めての受診



「認知症かもしれないが、本人が拒否をするので受診できない」という家族の悩みは多いと思います。認知症は新しい体験を忘れてしまうため、本人は「もの忘れ」で失敗したことを覚えていません。そのため、受診の必要性を感じていない本人に、内容をふせたり、騙して受診させたりすると、かえって家族との信頼関係が崩れて逆効果になることがあります。

もの忘れのひどい高齢者は、「自分が以前と違う。なにかおかしい」と気づいています。そして、これからどうなってしまいますのか不安でいっぱいです。そんなときに上から目線で「もの忘れがひどい!」「ぼけたのよ!」「なんで忘れてるんだ!」と言われたら、それに抵抗するために「わたしは、ぼけてない」と言い張るしかないので。

まずは、本人に今までの「もの忘れ」を伝えて、治る「もの忘れ」もあることを説明します。そして、一番大切なことは「あなたが認知症になったら困る。心配だから診てもらってほしい。」という相手を思いやる言葉です。

相談先は、かかりつけ医や認知症サポート医（※1）ですが、認知症疾患医療センター（※2）では、事前に家族だけで相談することもできます。

※1 認知症サポート医（P18へ⇒）

※2 認知症疾患医療センター 砥部病院（P19へ⇒）

【専門医療相談】受診前相談（本人・家族） 089-957-5538

● 認知症度合い別の相談先フロー（中等度の時期）

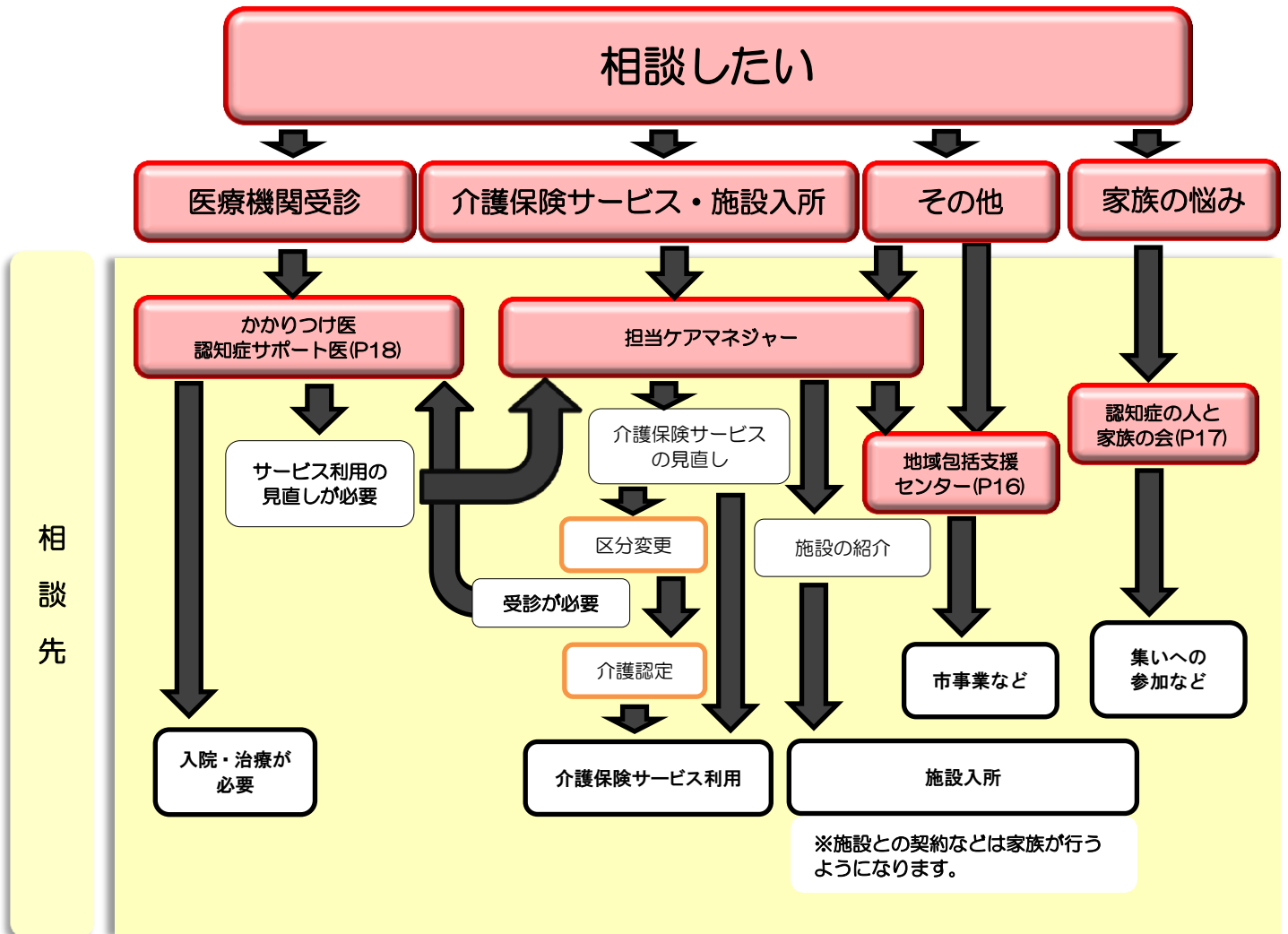
中等度の時期

この時期になると、本人に「被害妄想」や「徘徊」の症状も現れ、家族は本人の行動の変化にとまどいや不安を感じることが増えてきます。

介護のつらさやしんどさを一人で抱え込まず、親族などの身近な人や支援者にも理解してもらいましょう。また、この機会に、今後のことを家族や親戚と話し合っておくのも良いでしょう。

【介護認定を受けている人】

※中等度の時期では、日常生活全般に支援が必要になります。介護認定を受けていない場合は、家族の介護負担を軽減するためにも、介護保険サービスの利用を検討しましょう。（P12へ⇒）



認知症の人は
実は誰よりも
不安に思っているんだ！

● 認知症度合い別の相談先フロー

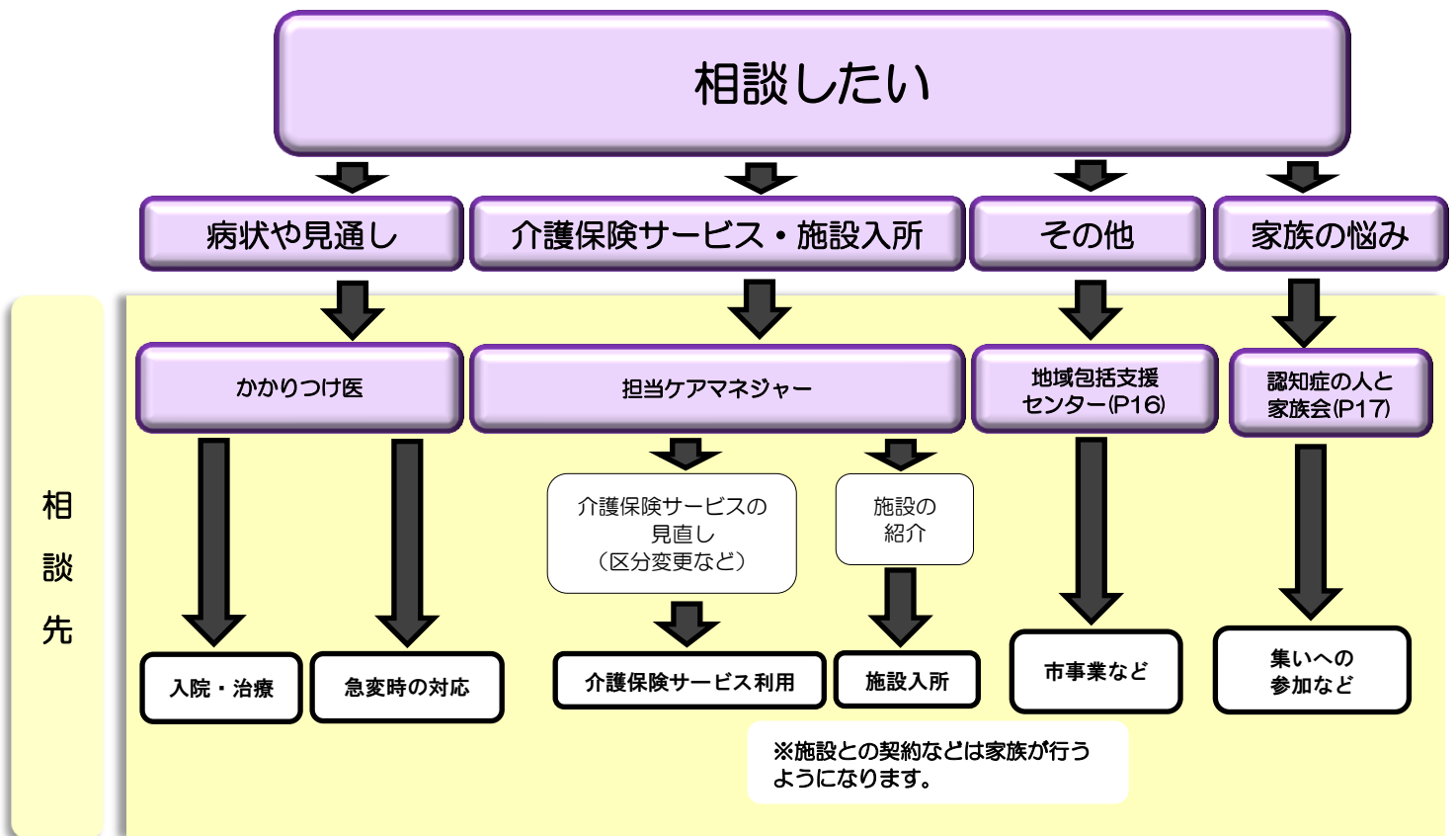
重度の時期

この時期になると、日常生活全般に支援や介護が必要になり、家族の介護負担は増えてきます。また、病気によっては寝たきりや常に介護が必要になってきます。

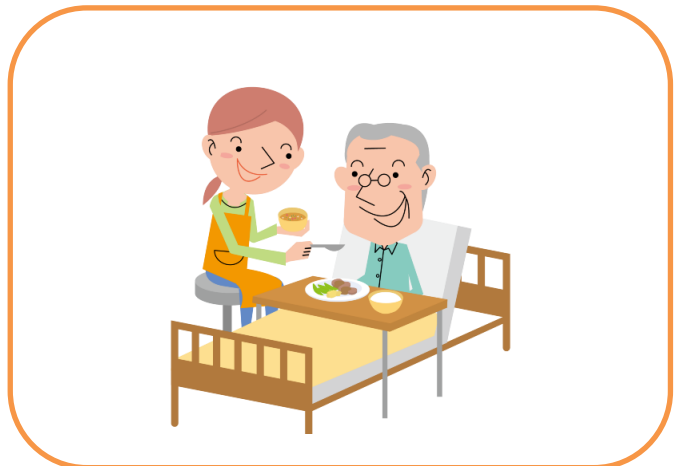
また、看取りに備えておくことも大切です。本人の視点に立ちながら家族で相談しておきましょう。

【在宅介護の場合】

※重度の時期は、すでに医療や介護が関わっており、入院や施設入所している人が多いと思われるので、その場合は随時、本人のケアをしている支援者に相談してください。



認知症になっても
安心して暮らせる地域づくり
が大切なんだ！



5 相談窓口連絡先/その他

● 相談窓口連絡先一覧

相 談



相談してね!

□ 地域包括支援センター

平日 8:30~17:15 (土、日、祝日、年末年始除く)

高齢者に、介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的に支援を行うため、松山市が委託して運営している公的な相談窓口です。

松山市内に10ヶ所あります。

【連絡先】

担当地区	名称	所在地	連絡先
湯山・五明・伊台 道後・湯築・桑原	松山市地域包括支援センター 桑原・道後	持田町1丁目3-30	電話：993-5666 FAX：993-5668
石井東・石井西 浮穴・久谷	松山市地域包括支援センター 石井・久谷	井門町374-2	電話：957-0808 FAX：957-3303
久米・小野	松山市地域包括支援センター 小野・久米	南土居町67-1	電話：970-3761 FAX：975-7620
番町・八坂 東雲・素鷲	松山市地域包括支援センター 東・拓南	中村3丁目5-11	電話：915-7760 FAX：915-7763
新玉・雄郡 清水・味酒	松山市地域包括支援センター 城西・勝山	清水町3丁目15	電話：911-1135 FAX：911-1140
余土・垣生 生石・味生	松山市地域包括支援センター 西	別府町177-1	電話：953-3888 FAX：952-3890
宮前・三津浜 高浜・興居島	松山市地域包括支援センター 三津浜	祓川2丁目10-23	電話：953-1130 FAX：953-1150
中島	松山市地域包括支援センター 中島	中島大浦1626	電話：997-0454 FAX：997-0454
和気・潮見 堀江・久枝	松山市地域包括支援センター 城北	内宮町552-1	電話：911-8005 FAX：911-8006
浅海・立岩・難波 正岡・北条・河野・粟井	松山市地域包括支援センター 北条	下難波甲1014	電話：911-7757 FAX：911-7758

□ 市役所/保健所

平日 8:30~17:15 (土、日、祝日、年末年始除く)

【連絡先】

担当課	所在地	連絡先
介護保険担当	介護保険課 (別館 2F) 二番町4丁目7-2	電話：948-6949 FAX：934-0815
高齢者福祉担当	高齢福祉課 (別館 2F) 二番町4丁目7-2	電話：948-6408 FAX：934-1763
保健担当	健康づくり推進課 (保健所) 萱町6丁目30-5	電話：911-1814 FAX：925-0230

□ 介護支援専門員（ケアマネジャー）

居宅介護支援事業所等の介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者やその家族からの相談に応じ、その心身の状況等を考慮したうえで、適切なサービスが利用できるよう、各種サービス事業者等との連絡調整や介護サービス計画（ケアプラン）等を作成します。

【連絡先】

介護認定を受けている高齢者の場合は、担当ケアマネジャーの連絡先などを表紙の裏にある記載欄に記入しておきましょう。

□ 認知症の人と家族の会 愛媛県支部

電話相談：月・水・金 9:00～16:00

認知症に関心のある人ならば、誰でも入会可能な全国規模の団体です。家族や介護者が集まったの情報交換や勉強会などを行う「つどい」を実施しています。また、電話相談、機関誌の発行、研修会の開催、講演会の講師派遣などの活動にも取り組んでいます。

【連絡先】

〒790-0843 松山市道後町 2-11-14（愛媛県看護協会内）

電話番号：089-923-3760 FAX：089-926-7825

□ 松山市社会福祉協議会

【連絡先】

担当課		所在地	連絡先
権利擁護について	松山市権利擁護センター	若草町 8-2	電話：913-9046 FAX：941-4408
地域交流について	地域支援課		電話：941-3828 FAX：941-4408

医 療



早期受診が
大事だよ！

□ かかりつけ医

普段から受診している診療所等の主治医です。必要に応じて、適切な医療機関を紹介するなどの役割を担っています。（かならずしも、認知症の診断・治療ができるとは限りません）

【連絡先】

かかりつけ医の連絡先などを表紙の裏にある記載欄に記入しておきましょう。

□ 認知症サポート医

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役です。

愛媛県が「国立長寿医療研究センター」に委託して、平成17年度より認知症サポート医養成研修を実施しています。

【連絡先】 は松山圏域（松山市・東温市・砥部町・松前町・伊予市・久万高原町）です

氏名（敬称略）	病院・勤務先名	病院・勤務先住所
藤原壽則	医療法人ビハーラ藤原胃腸科	松山市中央二丁目 1236-5
長野敬宏	財団法人正光会御荘病院	南宇和郡愛南町御荘平山 846
菅大三	医療法人大樹会今治南病院	今治市四村 103-1
村上篤信	医療法人有津むらかみクリニック	今治市伯方町有津 2335
渡部三郎	財団法人正光会宇和島病院	宇和島市柿原 1280
谷向知	愛媛大学医学部看護学専攻地域高齢者看護学講座	東温市志津川 454
森岡明	旭町内科クリニック	八幡浜市沖新田 1510-73
加藤正隆	医療法人かとうクリニック	新居浜市船木甲 4322-2
田所利彦	財団法人新居浜精神衛生研究所附属豊岡台病院	四国中央市豊岡町長田 603-1
安食研治	医療法人あじき病院	西予市明浜町高山甲 3630
豊田茂樹	医療法人みかわクリニック	上浮穴郡久万高原町上黒岩 2920
森岡弘恵	喜多医師会病院	大洲市徳森 2632-3
佐藤博彦	財団法人永頼会松山市民病院	松山市大手町二丁目 6-5
富田祐三	医療法人社団富田外科・胃腸科	松山市東野二丁目 2-5
井関貞文	医療法人井関クリニック	大洲市新谷町甲 306
山内義明	医療法人誓生会松風病院	四国中央市土居町入野 970
米田滋明	米田脳神経外科	西条市大町 706-4
渡辺英生	医療法人ミネルワ会渡辺病院	松山市空港通七丁目 13-3
佐藤真	医療法人三志会佐藤医院	松山市鴨川一丁目 8-26
松原寛	大手町クリニック・内科消化器内科	松山市大手町一丁目 11-1 愛媛新聞・愛媛電算ビル 6
牧徳彦	医療法人篤友会牧病院	松山市菅沢町甲 1151-1
福原朝保	医療法人たくま会福原内科医院	松山市保免上二丁目 3-10
溝淵睦彦	公益財団法人正光会今治病院	今治市高市甲 786-13
大野宏守	大野皮膚科	松山市南久米町 686-8
大野真知子	医療法人敬愛会久米病院	松山市南久米町 723
河田泰実	医療法人創実会河田外科脳神経外科医院	松山市六軒家町 3-19
臼谷佐和子	医療法人厚仁会波方中央病院	今治市波方町樋口甲 1683-1
瀬野隆太	公益財団法人正光会周桑こころのクリニック	西条市丹原町願連寺 274-1
中川孝	医療法人中川クリニック東若宮中川脳神経外科クリニック	大洲市東若宮 8-7
冲永陽一	医療法人冲永内科医院	松山市北斎院町 85-1
西尾俊治	医療法人天真会南高井病院	松山市南高井町 333
近藤文雄	近藤医院	西予市宇和町卯之町一丁目 376-2
宇都宮慎	医療法人うつのみや内科	上浮穴郡久万高原町久万 206-5
羽鳥かおる	医療法人仁明会内科・消化器科羽鳥病院	今治市南宝来町三丁目 2-3
仁志川高雄	医療法人滴水会吉野病院	今治市末広町一丁目 5-5
仁志川由香里	医療法人滴水会吉野病院	今治市末広町一丁目 5-5
中城敏	医療法人誠志会砥部病院	伊予郡砥部町麻生 40-1
吉松泰彦	医療法人吉松外科胃腸科	新居浜市田所町 3-5
奥村淳子	医療法人大志会介護老人保健施設アンピションうちこ園	喜多郡内子町内子 3683

愛媛県HP【愛媛県認知症サポート医養成研修修了者一覧（修了順）】より

平成27年3月現在の情報がベースであり、異動されている場合もありますのでご注意ください。

□ 認知症疾患医療センター

認知症の専門医療相談ができる医療機関です。現在、愛媛県内には7か所あり、「地域拠点センター」が6ヶ所、「中核センター」が1ヶ所指定されています。

地域拠点センター

認知症医療に関する地域の拠点として、認知症の早期発見や早期対応の促進、医療や介護等の連携強化や専門職への教育などを行います。松山圏域では「医療法人誠志会 砥部病院」です。

※「地域拠点センター」は、原則として、紹介を受けた患者の診断や治療方針の選定等を行う医療機関ですので、利用を希望される人は、まずは、かかりつけ医や地域包括支援センターにご相談ください。

【連絡先】 愛媛県HP【認知症疾患医療センター「地域拠点センター」一覧】より

圏域	病院名	専用電話番号	対応時間等
宇摩	公立学校共済組合 四国中央病院	0896-58-5610	9時～17時 (土、日、祝日を除く)
新居浜・西条	医療法人十全会 十全第二病院	0897-47-6681	8時半～17時 (土、日、祝日を除く)
今治	財団法人正光会 今治病院	080-8633-2000	8時半～17時 (土、日、祝日を除く)
松山	医療法人誠志会 砥部病院	089-957-5538	9時半～16時半 (日、祝日を除く)
八幡浜・大洲	医療法人青峰会 真網代くじらリハビリテーション病院	0894-28-0999	8時半～17時15分 (日、祝日を除く)
宇和島	財団法人正光会 宇和島病院	0895-22-8020	8時半～17時 (土、日、祝日を除く)

中核センター

地域拠点センターへの助言・指導等を通じ、県下全域にわたる認知症医療水準の向上を担う医療機関です。

愛媛県の中核センターは「愛媛大学医学部附属病院」です。



「認知症疾患医療センター」
の利用を希望する人は
まずは、かかりつけ医や
地域包括支援センターに相談してね！

● 各種サービスや制度の概要

介護保険サービス（在宅サービス）

【デイサービス】

デイサービスセンターなどで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

【デイケア】

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

【認知症対応型デイサービス】

認知症高齢者を対象に、食事や入浴などの日常生活上の支援や、専門的なケアを日帰りで行います。

【小規模多機能型居宅介護】

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを受けられます。

【ショートステイ】

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、日常生活上の支援（食事・入浴・排せつなど）や機能訓練などが受けられます。

【訪問介護】

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

【訪問看護】

疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。

【住宅改修】

在宅での生活に支障がないように、手すりの取付けや段差の解消など、身体状況に配慮した小規模な住宅改修にかかる費用の一部を支給します。（事前の申請が必要です。）

【福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルするサービスです。

【福祉用具購入】

入浴補助用具などを、都道府県の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。（事前の申請が必要です。）

事前の申請が必要だったり、福祉用具のなかには対象外のものもあるため、必ずケアマネジャーに相談してください。

など

介護保険サービス（施設サービス）

【グループホーム】

認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

【介護老人保健施設】

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで、看護、介護、リハビリテーションを行う短期間の入所施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

【介護療養型医療施設】

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

【特別養護老人ホーム】

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

住まい

【有料老人ホーム】 ※一部介護保険対象

高齢者向けの入居施設で、食事や介護等の各種サービス機能がついたものです。

【軽費老人ホーム（ケアハウス等）】 ※一部介護保険対象

身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があると認められる人で、家族による援助を受けることが困難な人が低額な料金で入所できる施設です。

【サービス付き高齢者向け住宅】 ※介護保険対象外

60歳以上の高齢者等を対象に、バリアフリーに配慮された高齢者向けの民間賃貸住宅で、日中常駐するケアの専門家が見守りサービスの提供や生活上の相談を行います。



権利擁護

【成年後見制度】

大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

●法定後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益を被ったり、尊厳がそこなわれたりすることのないように、本人や親族などの申立てによって、家庭裁判所で選ばれた成年後見人等により、本人を保護・支援する制度です。

●任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、将来的な認知症などの不安に備えて、あらかじめサポートしてもらう代理人（任意後見人）と、財産管理などについての代理権を与える任意後見契約を公証人が作成する公正証書で結んでおきます。

詳しくは、松山市権利擁護センター（P17）へお問い合わせください。

市事業（介護予防・生きがいづくり）

【介護予防事業】

要介護状態になることなく暮らせるよう、65歳以上の高齢者を対象に、介護予防のためのサービスを提供しています。

詳しくは、地域包括支援センター（P16）へお問い合わせください。

【生きがいデイサービス事業】

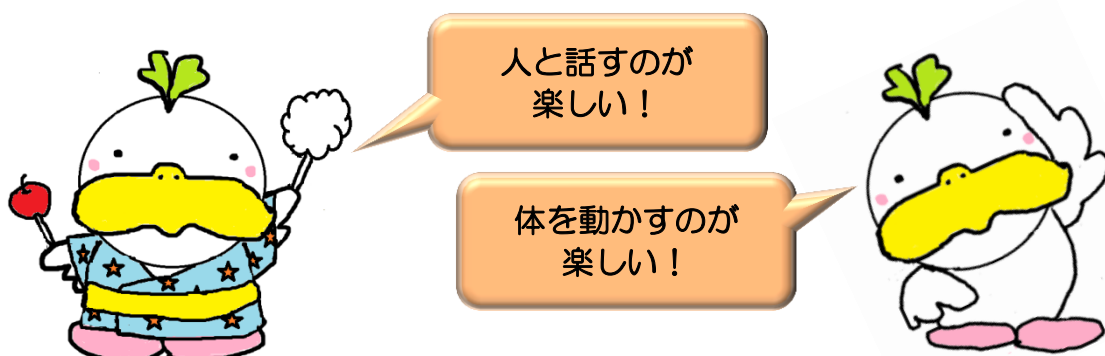
介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に、健康と生きがいづくりを目的として、生きがいデイサービスセンターに通い、各種サービスを受けることができます。利用要件があり、利用料が必要です。

詳しくは、松山市高齢福祉課（P16）へお問い合わせください。

【ふれあい・いきいきサロン事業】

60歳以上の人や地域住民が「サロン」を作り、介護予防や健康・生きがいづくりなどの活動を支援する事業です。

詳しくは、松山市社会福祉協議会地域支援課（P17）へお問い合わせください。



市事業（生活支援）

【SOSネットワーク事業】

徘徊の恐れがある認知症高齢者を事前に登録し、行方不明時には、登録協力者などに捜索協力を依頼します。また、企業・団体等を含めた地域で認知症高齢者を守るネットワークの構築を推進します。

詳しくは、松山市介護保険課または地域包括支援センター（P16）へお問い合わせください。

【徘徊高齢者家族支援サービス事業】

徘徊の恐れがある高齢者に小型の電波発信機を携帯してもらい、行方不明時に、家族からの連絡を受けた受信センターが速やかに位置を検索し、家族にお知らせします。利用要件があり、利用料もかかります。

詳しくは、松山市介護保険課（P16）へお問い合わせください。

【配食サービス事業】

65歳以上の独居高齢者や高齢者のみの世帯、又は障がい者のいる世帯の人に、1日1食の配食サービスを提供します。一部ご利用できない地域があり、利用料が必要です。

詳しくは、松山市高齢福祉課（P16）へお問い合わせください。

【緊急通報体制等整備事業】

65歳以上の独居高齢者や高齢者のみの世帯の人に、緊急通報装置を設置し、緊急時に受信センターが迅速かつ適切な措置を講じ、平常時には相談を受けつけたり安否確認を行います。利用要件があり、利用料が必要です。

詳しくは、松山市高齢福祉課（P16）へお問い合わせください。

【日常生活用具給付等事業】

低所得の独居高齢者や高齢者のみの世帯の人に、自動消火器・電磁調理器・火災警報器・福祉電話の給付等を行っています。利用要件があります。

詳しくは、松山市高齢福祉課（P16）へお問い合わせください。

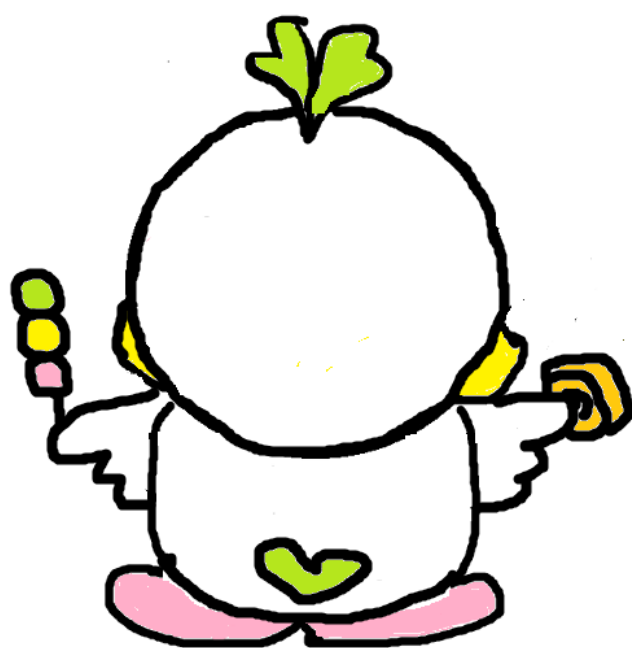
発行年月 平成27年10月

製作 松山市保健福祉部介護保険課

790-8571 松山市二番町4丁目7番地2
TEL:089-948-6949 FAX:089-934-0815

松山市ホームページ

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp>



松山市保健福祉部

介護保険課